

議案第176号

さいたま市教育職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市教育職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年11月25日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市教育職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市教育職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市教育職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第107号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第5項</u> の規定に基づき、さいたま市立の学校に勤務する市費負担に係る教育職員の勤務時間、休日及び休暇（以下「勤務時間等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第6項</u> の規定に基づき、さいたま市立の学校に勤務する市費負担に係る教育職員の勤務時間、休日及び休暇（以下「勤務時間等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(さいたま市教育職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市教育職員の給与等に関する条例（平成13年さいたま市条例第110号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、さいたま市立の学校に勤務する市費負担に係る教育職員の給与及び旅費（以下「給与等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、さいたま市立の学校に勤務する市費負担に係る教育職員の給与及び旅費（以下「給与等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

（さいたま市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第3条 さいたま市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成13年さいたま市条例第111号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項並びに</u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、さいたま市立の学校に勤務する市費負担に係る教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項並びに</u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、さいたま市立の学校に勤務する市費負担に係る教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。